

公の施設を利用する権利に関する処分の審査請求を却下したことの報告について

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求について次のとおり却下したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の4第4項の規定により報告する。

令和5年12月22日提出

備前市長 吉村 武司

1 審査請求人

備前市***** ** **ほか70名

総代 ** **

2 審査請求の年月日

令和5年11月17日

3 処分庁

備前市長

4 審査請求の趣旨

市営バス、市営デマンドタクシー、離島住民定期船利用者のマイナンバーカード提示者と非提示者の利用料金の差別をやめると採決することを求める。

5 却下の年月日

令和5年12月11日

6 却下の理由

(1) 市営バス及びデマンドタクシー

審査請求人らは、市営バス及びデマンドタクシーにつき、備前市長がマイナンバーカード提示者のみ利用料金の徴収を免除していることを「処分」と捉え、その取消しを求める審査請求を提起している。

この点、最判昭和39年10月29日(民集第18巻8号1809頁)によれば、「行政庁の処分」とは、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するのではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうちで、その行為により直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

しかし、本件審査請求は、利用料金の徴収の免除を「処分」と捉えているものの、結局

のところ、不当な差別的取扱いとして制度の是正を主張するものであって、一般的な制度の改廃を求めるものであるから、特定の処分を対象としない抽象的な不服にすぎない。

また、審査請求人らが、各条例の制定を審査請求の対象にしているのだとしても、原則として、条例の制定自体は、一般的抽象的権利義務を定めるものであって、これによって行政主体と私人との間に個別具体の権利変動が生ずるものではなく、やはり処分性が否定される(最判平成18年7月14日(民集第60巻6号2369頁))。

よって、審査請求の対象としている行為は、行政不服審査法第2条及び地方自治法第244条の4第1項が規定する「処分」にあらず、その取消しを求める審査請求人の審査請求は、不適法である。

(2) 離島住民定期船

審査請求人らは、離島住民定期船についても、備前市長がマイナンバーカード提示者のみ利用料金の徴収を免除していることを「処分」と捉え、処分の取消しを求める審査請求を提起している。

しかし、離島住民定期船については、対象となる離島航路の旅客運賃を徴収、免除しているのは定期航路事業者であり、備前市長ではない。

また、仮に、審査請求人らが、備前市長が要綱を制定したことやマイナンバーカード取得者用の離島住民割引運賃カードを新たに導入したことを審査請求の対象にしているのだとしても、やはり一般的な制度や行為に対する不服にすぎず、このような備前市長の行為は、行政不服審査法第2条及び地方自治法第244条の4第1項が規定する「処分」にあたらぬ。

よって、その取消しを求める審査請求人の審査請求は、不適法である。

地方自治法(抄)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 (略)

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 (略)
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。